

厚生労働省
東京労働局発表
平成 28 年 12 月 6 日

担当
東京労働局労働基準部監督課
課長 樋口 雄一
監察監督官 坂本 直己
電話 03 - 3512 - 1612
FAX 03 - 3512 - 1556

ベストプラクティス企業への職場訪問を実施

～東京労働局長が味の素株式会社本社を訪問しました～

東京労働局（局長：渡延 忠）は、11月28日、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組むベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました。

訪問先の味の素株式会社本社（東京都中央区）では、執行役員人事部長吉宮由真氏から、長時間労働の削減を含む働き方改革への取組に加え、経営戦略としてのダイバーシティ&ワーク・ライフ・バランスへの取組についてご説明いただきました。

労働時間の削減のための具体的な取組事例としては、朝食の無料提供（7:00～7:45）や夜間強制消灯（20時）による朝方勤務の奨励、スーパーフレックスタイム勤務制度やテレワークの活用等による時間外労働の削減に加え、所定労働時間を段階的に短縮する取組等をご紹介いただきました。

その後、吉宮人事部長のご案内により、朝食を無料提供する食堂の様子や、フリーアドレス（自由席）制を採用している部署の執務室等を視察しました。

味の素株式会社では、「自社の働き方改革を通じた社会全体の働き方改革へのトリクルダウン」を目標とされていましたが、東京労働局としても、これらの取組みを広く紹介することにより、今後も社会全体の長時間労働の削減に向けた気運の醸成を図っていきます。



吉宮人事部長(中央)から取組事例の
説明を受ける渡延労働局長(手前中央)



吉宮人事部長(右)のご案内により、
食堂を視察する渡延労働局長(左)